

第1回 昭島市公共施設等総合管理計画推進検討委員会

議事要旨

日時：令和元年11月13日（水）

午後7時～8時30分

会場：本庁舎3階 庁議室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 企画部長あいさつ
- 4 委員及び事務局自己紹介
- 5 議題
 - (1) 委員長、副委員長の選出について
 - (2) 今後のスケジュールについて
 - (3) 公共施設マネジメントについて（資料1）
 - (4) 本市における取組について（資料2）
- 6 その他
- 7 閉会

配布資料

机上配布

- 第1回公共施設等総合管理計画推進検討委員会 日程
- 昭島市公共施設等総合管理計画推進検討委員会要綱
- 資料1 公共施設マネジメントについて
- 資料2-1 短期期間に方向性を検討する施設に対する考え方（案）
- 資料2-2 施設位置図
- 資料2-3 施設別調査票

出席者

委員長・・・・・・・・荒井委員

副委員長・・・・・・・・菅谷委員

委員・・・・・・・・枝吉委員、柳井委員、和田委員

事務局・・・・・・・・永澤企画部長、横山企画部行政経営担当課長、関谷企画部企画政策課企画調整担当係長、川島企画部企画政策課主任

策定支援業者・・・宗和、山田（有限責任監査法人トーマツ）

傍聴者・・・・・・・・なし

要 旨

1 開会

2 委嘱状交付

○委員会開催に先立ち、永澤企画部長より以下の5名の委員に対し委嘱状を交付した。

- ・荒井委員
- ・枝吉委員
- ・菅谷委員
- ・柳井委員
- ・和田委員

※委員の任期は令和元年11月13日から令和3年3月31日まで。

3 企画部長あいさつ

昭島市の公共施設については、老朽化が進んでいるため今後の施設の在り方を早めに検討していきたい。公共施設等総合管理計画では、今後20年間で190億円の財源不足が見込まれており、市民サービスの維持向上と安全性の確保を前提に、2036年までに25,000㎡の面積縮減をしていく必要があるとしている。今後の昭島市の在り方について、この委員会を通して考えていきたい。

4 委員及び事務局自己紹介

- 委員及び事務局自己紹介
- 策定支援業者（有限責任監査法人トーマツ）の紹介

5 議題

(1) 委員長、副委員長の選出について

- 事務局案により委員長には荒井委員、副委員長には菅谷委員が選出され、一同の承認を得た。
委員長：荒井委員
副委員長：菅谷委員

(2) 今後のスケジュールについて

- 事務局より、今後のスケジュールについて説明。
(事務局)

委員会は年度内に3回開催し、個別施設計画策定に向けた協議を予定している。個別施設計画は施設類型ごとに策定し、すべての類型を統括して今後の在り方について検討する施設を分かりやすく表記した統合版を作成していきたいと思う。公共施設マネジメントの考え方や取り組み状況を共有し、個別施設計画策定の今後の課題や方向性について検討していく。

第2回目は12月に開催予定。本日の協議内容を合わせた個別施設計画の統合版を提示し、協議していきたい。

第3回目では、市民説明会並びにパブリックコメントに向けた、個別施設計画統合版の内容確認をし、市民説明会・パブリックコメントについて考えていきたい。

今年度については2月に市民説明会を開催し、年度内の個別施設計画の作成を目指したいと考えてい

る。来年度は、個別施設計画の内容を反映し、次期昭島市総合基本計画が来年度作成されるため、こちらに沿った考え方で公共施設等総合管理計画の改訂を予定している。

(3) 公共施設マネジメントについて (資料1)

○策定支援業者であるトーマツより、資料1を用いて説明。

(菅谷副委員長)

10年計画というのは、2021年からということか。どこを指しているか。総合管理計画と合わせるということで良いか。

(策定支援業者)

P14の管理計画については計画期間の長期化を図るとしか記載がないが、以前総務省に確認したところ、こちらは総合管理計画の計画期間に準ずるとしている。昭島市では総合管理計画P1記載の通り、20年間の計画を対象としているが、(平成21年～平成48年)20年では期間が長いため、次回総合管理計画では、当面の10年間について具体的な金額を示していきたいとしている。この動きは行政サービスにも影響してくることであるため、次期総合基本計画との整合性も図っていきたい。

(事務局)

昭島市の次期総合基本計画については来年が策定期間となるが、基本的には10年という期間で動いていきたい。昭島市総合基本計画は最上位の基本計画であるので、記載の金額についても見直しをしていくという考え方も出てくると思う。

(菅谷副委員長)

総合管理計画の前半10年を個別施設について議論していく理解で良いか。

(事務局)

総合管理計画では20年になっているが、施設全般でいうと、施設によっては50年使用する施設もあるので、その施設については長期的な期間で検討していく。

(菅谷副委員長)

計画の対象範囲はどこまでなのか。

(策定支援業者)

一般論で回答すると、総合管理計画について範囲は箱物の公共施設だけでなくインフラもすべて含まれ、これらについても計画策定をするという考え方である。

工作物や電気等設備をどこまで対象にするかという点については、国の方でもはっきりしておらず、自治体の判断による。

(事務局)

昭島市の考え方としては、施設の大きさによって計画を作成するものと作成しないものがある。例え

ば、公園のトイレや管理事務所等（50 m²に満たない施設）のように小さい施設では作成せず、大きい施設について作成することとしている。工作物については、該当ではない。設備は建物で考えるが本庁舎のように大きいものは費用も大きいので保全計画へ入れていきたい。

また、管理計画のP4には施設の一覧が載っているが、個別施設計画についてはP4表中の分類の記載を基本として策定していく。今後の課題として、教育福祉総合センターは現在建設中であるが、この施設は総合管理計画のどの分類にも当てはまらない複合化施設であるため、総合管理計画の改訂に合わせて分類の見直しをしていく必要がある。

（和田委員）

P13で、国全体としては4800億円をサポートするとあるが、財源措置は固定的であるか。

（策定支援業者）

まず、この財政処置は総務省の財政枠であり、これ以外にも文科省などいくつかの枠がある。総務省としては、現状確定しているのは令和3年度までである。令和4年度以降は、継続支援していきたい意向はあるが、了解を得られているわけではない。傾向としては、予算は少しずつ増えており、施設の老朽化にあたってのサポートをしていきたいとしている。

（和田委員）

財政措置の申請は昭島市から総務省なのか、昭島市から東京都を経由し総務省なのか。

（事務局）

集約化・複合化事業に合致する地方債を借り入れるとすれば、昭島市から計画書を東京都に提出し国へ、という流れである。

（和田委員）

昭島市が東京都に申請をすると、申請の優先順位は都の判断となるのか。

（事務局）

東京都としてはすべての自治体からの計画書を集約した上で把握をしている。事業費が4800億円という枠があるので、この枠を超えるようであれば優先順位をつけることになってしまうと思われる。

（和田委員）

総務省が予算の中で対応するために、東京都もそのことをある程度予測して、判断しているとみられる。昭島市としては、東京都と総務省という2段階の判断が入るので、申請をしても必ずしも通るわけではないという覚悟が必要である。

（事務局）

その他にも様々な補助金があるので個別施設計画を策定するにあたり、財源の裏付けは補助金が充当できるようになされる必要がある。計画はあるが単年度で充当できる補助金がない状態、または補助金はあるが年度内の市の負担が大きくなってしまいう等、裏付けられる財源があり、市が持ち出す歳出

については一定にしておきたいという考えがないと、個別施設計画もあまり意味がなくなってしまう。

(和田委員)

地方債の充当率 90%とは、そこまでは認められるという理解で良いか。

(事務局)

その通りである。

(和田委員)

東京都が認めたとしても、国の確認が入るのか。

(事務局)

東京都が同意するが、もちろん国も確認している。地方債は借金なので、財源規模の中で使い方が確認される。90%あってもすべて充当するのかというと、現在抱えている地方債との関係もあるので必ずしもそうではない。

(和田委員)

P17 の優先順位づけについて個々の施設にどこ程度の市民ニーズがあるかを事前に調査するべきではないか。また、優先順位づけに市民ニーズを反映させている事例はあるか。

(策定支援業者)

劣化状況や利用状況は A～D の 4 段階で順位をつけるのだが、現実的には所管課へのヒアリングを行い、定量的なことだけでなく、それ以外の部分を加味しながら優先順位をつけている状況である。市民の意見については、計画策定の過程で意見交換会を行う機会はある。

(事務局)

総合管理計画 P93 において、今後、短期的に考えていく必要がある施設については、早急に取り組むもの・後からでも良いもの等、施設ごとに合わせた順位付けをし、取り組んでいきたい。

(菅谷副委員長)

個別施設計画と管理計画改訂のスケジュールはどうなっているか。

(策定支援業者)

個別施設計画は令和 2 年度までに策定、管理計画改訂は令和 3 年度までに実施する必要がある。

(事務局)

昭島市では個別施設計画は令和元年度に 1 年前倒しで策定する予定である。

(荒井委員長)

管理計画改訂の趣旨やポイントについて教えてほしい。

(策定支援業者)

改訂の理由は、個別施設計画を作成する中で、劣化状況や利用状況等を詳細に調査し、それを反映するために改訂を求められるためである。それに合わせ、国から示された策定指針が30年2月に改訂されているので、そちらに合わせた改訂をする必要がある。

(柳井委員)

190億円不足することについては、補助金を含んでいるのか。

(事務局)

含んでいない。建替をした際には施設の整理をしていく必要がある。昭島市全体に対して、機能的に同じものは廃止を検討していく必要があり、老朽化しているものを古いまま使うことは安全面的に良くないので、そういった点も含めて施設全般について今後議論していく必要がある。

(柳井委員)

直近で台風19号による影響はあったのか。改修する予定の施設はあるのか。

(事務局)

市の施設については、雨漏りの修繕やグラウンドの補修が必要となるなど、10か所程被害にあった施設があった。今後同じような災害が起きた際に同じように経費がかからないように被害にあった施設を中心に、早急に対応する必要があると考えられる。

(4) 本市における取組について (資料2)

○事務局より昭島市における取組について、総合管理計画概要版及び資料2を用いて説明。

(枝吉委員)

清掃センターについて広域化がなくなり単独運営で長寿命化することになっているが、ハザードマップで浸水地域になっている。治水等の対応は必要ないのか。

(事務局)

これまでに河川改修や堤防設置を進めており、今回の台風では大きな影響はなかった。しかし、今後も今回の台風の規模を踏まえて検討を進めていかなければならないと考えている。ただ、今回の計画とは別途検討していくこととし、今回の計画には含めない。

清掃工場の水防については、新炉建設時に国交省京浜事務所と調整し、道路の反対側にスーパー堤防を作った。清掃工場より下流になると水が上がってくる可能性があり、今回の台風の影響からするともう少し補強が必要と思われるが、計画の中では考えていない。

(枝吉委員)

清掃センターの煙突のような工作物については計画に含まれているのか。

(事務局)

今回、単独で個別施設計画には含まれていないが、目視確認はしており、保全計画のなかには含まれている。施設によって保全が必要な工作物については個別施設計画の中に含めている。

(枝吉委員)

公園にある工作物なども対象か。

(事務局)

対象外である。公園のトイレや遊具などは定期点検をしており、計画の中に入れる必要はないと判断している。

(枝吉委員)

目視にしても、見逃されている部分があると危険なのでぜひ徹底してほしいと思う。

(事務局)

どんな形での修繕・点検をするのかというのは、計画の中で予算の状況も見ながら調整していきたい。

(荒井委員長)

旧拝島第四小学校にはプールはあるのか、あるのであれば計画に載せる必要はないのか。

(事務局)

プールは一般市民に供用していないので対象外としている。他の学校についても屋外プール自体を面積としてみておらず、屋根があるところを延べ床面積として数えている。旧拝島第四小学校においても管理棟建物を面積としてカウントしており、プールの中の滑り台等がある施設は、それらは工作物としてとらえている。旧拝島第四小学校については、統廃合したときに地元民と施設の在り方について話し合っている。

(和田委員)

各施設の今後の対応策として「解体」とあるが、解体後の用途まで書いていくのか。

(事務局)

解体後の対応については、民間の活力を活用して何か施設を作るという考え方が基本となっている。総合管理計画の中では今後検討すべき課題として、廃止や売却、有効活用を検討としている。市民の皆さまの意見を基に、長寿命化を目指し、将来的には複合化したものを置くことで市民サービスの低下がないように対応している。

解体後の施設の在り方、土地自体について有効活用を図る必要があるのか、そういった議論をしていきたい。今ある施設を解体することによって不便になるという市民の反対意見も出てくるように思う。解体するという方針を発表し、市民の合意を得た上で動くためにも、じっくり検討をした上で次のステップを考えるべきである。

(菅谷副委員長)

総合管理計画の縮減目標に不足する面積についてはこの委員会でどこまで検討するのか

(事務局)

来年度の改訂のタイミングで短期及び中期目標を考えていく必要があると想定される。今後5年の目標をここ2,3か月で検討するのは難しい。

(荒井委員)

個別施設計画は令和元年度中に作成するが、その結果では目標未達になる。今後の総合管理計画の改訂の際にはより踏み込んだ検討を進めていくという理解でよいか。

(事務局)

その通り。

(荒井委員長)

委員会の着地点についてどうしていくべきか。

(事務局)

資料2の12施設について結論を出しつつ、目標達成に向けて他の施設で意見があれば今後の課題としていく。

(菅谷副委員長)

2020年に個別施設計画を100%で提出しなければならないという話であったが、12施設以外は未定ということでよろしいか。(対象施設以外の対応状況について)

(事務局)

保全計画工程表を元に準備をしていく。対象施設以外については保全をした上で長期使用し、建て替えの時期が来たときにどのように対応するか、という点が次の課題である。

また、民間活力の活用というのは運用することだけではない。何が選択肢としてあり、様々なアイデアを出しながら対応方法を、委員会の中で話し合っていきたい。

(荒井委員長)

2月に予定されている市民説明会やパブリックコメントで、市民の考えをいかに反映していけるかということがポイントである。

6 その他

○事務局より次回の委員会日程について確認。12月20日(金)開催予定とする。

7 閉会